八雲町森林整備計画変更計画書(案) -新旧対照表-

<u>令和6年4月</u> 八雲町農林課 現行計画新計画

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は渡島半島の北部に位置し、渡島半島の背梁山地の分水嶺から太平洋と日本海に面しており、清流遊楽部川や見市川、町の8割を占める森林や緑豊かな牧場、ホタテやアワビ養殖の盛んな町である。気候は温暖で人口は令和4年10月末日現在15,084人となっている。

本町の森林は地域住民の生活に密着しており、林業生産活動が積極的に行われるべき人工林帯、広葉樹が林立する天然生林まで多様な林分構成になっており森林に対する住民の意識、価値観が多様化し、求められる機能が多くなってきている。

本町の総面積は95,608haであり、森林面積は80,215haで総面積83%を占めている。民有林面積は30,165haでトドマツやスギを主体とした人工林の面積は10,590haであり人工林率35%となっている。齢級構成では7齢級以下の若い林分が36%を占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。

落部地区や熊石相沼地区、~

省略

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は渡島半島の北部に位置し、渡島半島の背梁山地の分水嶺から太平洋と日本海に面しており、清流遊楽部川や見市川、町の8割を占める森林や緑豊かな牧場、ホタテやアワビ養殖の盛んな町である。気候は温暖で人口は令和5年11月末日現在14、819人となっている。

本町の森林は地域住民の生活に密着しており、林業生産活動が積極的に行われるべき人工林帯、広葉樹が林立する天然生林まで多様な林分構成になっており森林に対する住民の意識、価値観が多様化し求められる機能が多くなってきている。

本町の総面積は95,608haであり、森林面積は80,202haで総面積83%を占めている。民有林面積は30,151haでトドマツやスギを主体とした人工林の面積は10,579haであり人工林率35%となっている。齢級構成では7齢級以下の若い林分が36%を占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。

落部地区や熊石相沼地区、~

省略

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に<u>あ</u>たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ 高度に発揮させるため、適正な森林施業の<u>面的な</u>実施や森林の保全の確保に より健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、 豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明 森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮し ます。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林 GIS の効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性

省 略

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

公益的機能別施業森林

重視す べき機 能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源溶養 機能	水源滋養林	省略	省略
山地災害 防止機能 /土壌保 全機能	山地災害防止林	省略	省略
快適環境 形成機能	生活環境保全林	省略	省略
保健・レ クリエ レーショ ン機能	保健・文化機能 等維持林	省略	省略
文化機能			
生物多様性保全機能			

このため、森林を地域の特性~

省略

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

公益的機能別施業森林

重視すべき機	森林の区	[域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源溶養機能	水源涵養林	<u>保全</u>	省略 下層植生とともに樹木の根が発達 オスストにより、水を茶さる時間に	省略 - 良質な水の安定供給を特に確保する - 現場なり、 は短に かって発生する 理想の
	ゾーン		することにより、水を蓄える隙間に 富んだ浸透・保水能力の高い森林土 壌を有する森林で、多様な樹種構成 及び樹齢からなる森林。	観点から、伐採に伴って発生する裸地の 縮小及び分散、植栽による機能の早期回 復並びに濁水発生回避を図る施業や保 全を推進する。
山地災害 防止機能 /土壌保 全機能	山地災害防止村	林	省略	省略
快適環境 形成機能	生活環境保全村	林	省略	省略
保健・レクリエ	保健・文化機能 等維持林		省略	省路
レーショ ン機能 文化機能		水辺 林夕 イプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からな	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
生物多様性保全機能	様 <u></u> 性 <u> </u>	<u>呆護</u> 也 <u>域</u> タイ プ	る森林 貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	番少な野生生物の生育・生息地確保の 観点から、原生的な森林の保全に配慮し た施業を推進するとともに、野生生物の ための回廊の確保にも配慮した生態系 として重要な森林の適切な保全を推進 する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべ き機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	省略	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的 な森林施業 が可能な森 林	省略	省略

(3) その他必要な事項

- ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ~オ

省略

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や~

省略

また、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性や地材地消等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

Ⅲ 森林整備の方法に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - 1 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

省略

公益的機	機能別施業森林	材以外の森林	
重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	省略	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的 な森林施業 が可能な森 林	省略	省略

(3) その他必要な事項

- ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地 面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新(地表処理等)を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

ウ~オ

省略

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や~

省略

また、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性や地材地消等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢

省略

2 樹種別の立木の標準伐期齢

(1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐 採方法別の留意点については次によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち(イ)の択伐以外のものとします。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能 の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐 採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮 し、適確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの~

省略

イ 択伐

択伐は、主伐のうち~

省幣

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、天然更新を前提~

省略

(2) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に 当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置 の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を 極力抑えることとします。

伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選 定することとします。

(3) 及び(4)

省略

3 その他必要な事項

 $(1) \sim (3)$

省略

(4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につ ながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

(1) 立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐 採方法別の留意点については次によることとします。

ア皆伐

皆伐については、主伐のうち(イ)の択伐以外のものとします。 皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件のほか車道等や 集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確 保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面 積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適 確な更新を図ることとします。

なお、一箇所当たりの~

省略

イ 択伐

択伐は、主伐のうち~

省幣

なお、択伐に<mark>あ</mark>たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、天然更新を前提~

省略

(2) 主伐に<u>あ</u>たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に <u>あ</u>たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置 の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を 極力抑えることとします。

伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選 定することとします。

(3) 及び(4)

省略

3 その他必要な事項

 $(1) \sim (3)$

省略

(4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につ ながるおそれが高いことから、伐採等に<u>あ</u>たっては、必要に応じて保 護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・ 集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り 減らす作業に努めることとします。

(5) 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の~

省略

(6) 及び(7)

省 略

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、 それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、 地域における造林種苗の需給動向及び<u>木材利用状況等を勘案し、選</u> 定することとします。

イ及びウ

省略

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林 (ア)省 略

(イ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及 び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈 護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・ 集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り 減らす作業に努めることとします。

(5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の~

省略

(6) 及び(7)

省略

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

また、Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、<u>地質、</u>土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材需給及び花粉発生源対策等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

イ及びウ

省略

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

(ア)省 略

- (イ) <u>効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。</u>
- (ウ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及 び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈

により行うこととします。

(ウ) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に 応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着 と成長が十分図られるように行うこととします。

(工)植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基盤として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象 災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮 や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても 併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や 耐そ性が向上したグイマツとの交配種等を植栽する場合は、植栽 本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たって は、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入 を見据えた植栽設計を検討することします。

また周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

(オ) 効果的な施業実施の~

省略

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐 採跡地においての人工造林をすべき期間については、次のとおりとしま す。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

により行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを 避け、刈払いの方向や枝葉等の置き場に十分に留意することとし ます。

- (工) 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に 応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着 と成長が十分図られるように行うこととします。
- (<u>オ</u>) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2) アの(エ) の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。
- (力) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

(+) 効果的な施業実施の~

省略

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早 急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起 算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2(3)によることとします。

なお、天然更新による場合は2(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより<u>的確</u>な更新が<u>見込まれる</u>森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

省 幣

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

なお、天然更新をすべき期間が~

省 略

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

と 形

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 主伐後の適確な~

省 略

①気<u>象</u>、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

省 略

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 スギやトドマツなどの~

2 天然更新に関する事項

天然更新は、<u>前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより</u>、気候、地形、<u>地質、</u>土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより<u>適確</u>な更新が<u>図られる</u>森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

省略

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

<u>天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天</u>然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、 「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新をすべき期間が~

と 略

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

と 必

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準 主伐後の適確な~

省 略

①気<u>候</u>、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新 が期待できない森林

省略

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

スギやトドマツなどの~

省略

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】

森林の区域	備考
1~36 林班、38~159 林班、161~168 林班、174~195 林班、1001~1034 林班、 1036~1047 林班	<u>木材等生産森林のう</u> <u>ち人工林</u> 水源滋養林のうち人 工林
169~173 林班	全域

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準 省 略

5 その他必要な事項

- (1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈り を避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意することとします。
- (2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して 森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の 取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間 伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- (1)省 略
- (2) 間伐に当たっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表の とおりとします。

省略

【植栽によらなければ適確な更新が困難な森林】

森林の区域	備 考
1~36 林班、38~104 林班、106~149 林班 151~153 林班、155~158 林班、 161~168 林班、174~195 林班、1001 林班、1004~1031 林班、1033 林班,1034 林班,1036~1044 林班,1046 林班,1047 林班	水源滋養林のうち人工林
169~173 林班	全域

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準省 略

5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間 伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- (1)省 略
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等<u>の目安</u>については、 次表のとおりとします。

樹種		Ē	り伐の	時期((林齢))	間伐の方法
(生産目標)	施業体系	初	2	3	4	5 [
(
ス ギ (一般材)	植栽本数 3,000 本/ha 仕立て方法 蜜仕立て 主伐時の設定 700 本/ha	2 2	3 0	4 2	5 5	_	選木方法 定性および列状 間伐率 20~35% 間伐間隔年数 標準伐期例未満 11
カラマツ (ダイヤ/との交配種を含む) (一般材)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
トドマツ (一般材)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
アカエゾマツ (一般材)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

- 注1)「カラマツ間伐施業方針<u>(北海道林務部監修)</u>」、「トドマツ人工林間伐の手引き<u>(北海道林務部監修)</u>」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き((地独) 北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。
- 注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。
 - (3)省 略

2 保育の種類別の標準的な方法

(1)下刈り

局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を防げるものを適時適切に除去することとします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

樹種		間	伐の日	時期	(林齢)	
(生産目標)	施業体系	初	2	3	4	5	間伐の方法
(工注口1示/							
ス ギ (一般材)	植栽本数 2,500 本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 600 本/ha	2 2	3 0	4 2	5 5		選木方法 定性および列状 間伐率 20~35% 間伐間隔年数 標準伐期例未満 11年
カラマツ (ダイマサとの交配種を含む) (一般材)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
トドマツ (一般材)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
アカエゾマツ (一般材)	省略	省略	省 略	省 略	省略	省略	省略

- 注1)「カラマツ間伐施業方針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエ ゾマツ人工林施業の手引き((地独) 北海道立総合研究機構林業試験場発 行)」などを参考とした。
- 注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。
 - (3)省略

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、同地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

(2) 除伐

下刈りの完了後、林冠がうっ閉する前の森林において、</u>侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種など<u>を除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。</u>植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

(3) つる切り育成の対象となる~

省略

保育の	_ <u>哈</u> - 樹種	植栽時期	実施すべき標準的な林齢									
種類			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈	カラマツ	<u>春</u>	1	2	2	2	1					
		<u>秋</u>		2	2	2	1	1				
	<u> </u>	<u>春</u>	1	2	2	2	1	1	1			
		<u>秋</u>		2	2	2	1	1	1			
	<u> </u>	<u>春</u>	1	2	2	1	1					
		<u>秋</u>		2	2	1	1	1				
	<u>アカエゾ</u>	<u>春</u>	1	2	2	1	1	1	1	1	1	
	<u>7 "</u>	<u>秋</u>		2	2	1	1	1	1	1	1	1
	その他N	<u>春</u>	1	2	2	2	1	1	1			
		<u>秋</u>		2	2	2	1	1	1			
	その他し	<u>春</u>	1	2	2	1	1	1				
		<u>秋</u>		2	2	1	1	1				

省略

3 その他間伐及び保育の基準

省 略

4 その他必要な事項

省略

- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法省 略
 - (1)水源の競技の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源滋養林)

省略

(3) つる切り 育成の対象となる~

省 略

	■ ₩□										
保育の	樹種		実施すべき標準的な林齢								
種類		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下刈	<u>スギ</u>	_			_						
1.79	<u> </u>	-			-						
	カラマツ	Ĥ		$\stackrel{\textstyle \longrightarrow}{\textstyle \bigcap}$							
	トドマツ					7					
		—									
	アカエゾマツ	_				ļ					
	その他 N	_				ļ					
	<u></u>	J									
	その他し										
	<u> </u>	-									

注)下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

<u>なお、下刈りを実施する林齢を延長する場合は、下草の繁茂状況を確認の</u>上、必要性を十分検討してから実施すること。

注)年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状況などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

省 略

- 3 その他間伐及び保育の基準 省 略
- **4 その他必要な事項** 省 略
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 省 略
 - (1)水源の滋養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源滋養林)

省略

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林

ア 区域の設定

(ア) 及び(イ)

省略

(ウ)保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能 の維持増進を図る森林(保健・文化機能維持等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

 $(\mathcal{P}) \sim (\mathbf{I})$

省略

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 の区域及び当該区域における森林施業の方法
 - (1)区域の設定

省略

(2) 施業の方法

木材等生産林については~

省略

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、 主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐 採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採するこ ととし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目 安とします。 (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林

ア 区域の設定

(ア) 及び(イ)

省略

(ウ)保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能 の維持増進を図る森林(保健・文化機能維持等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

 $(\mathcal{P}) \sim (\mathbf{I})$

省略

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1)区域の設定

省略

(2) 施業の方法

木材等牛産林については~

省略

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、 主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐 採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採するこ ととし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目 安とします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種 を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	50年
スギ	一般材生産・36cm	蜜仕立て	70 年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

3 その他必要な事項

特になし

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマッとの交配種 を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	50年
スギ	一般材生産・36cm	中庸仕立て	70年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備、管理を進めるため、第4の1の公益 的機能別施業森林の区域に重複して(1)のとおり水資源保全ゾーン、(2) 及び(3)のとおり生物多様性ゾーンを設定します。

<u>(1) 水資源保全ゾーン</u>

ア 区域の設定

水源滋養林のうち、属地的に水源滋養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林班単位で定めます。

イ 施業の方法

水資源滋養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面 積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面 積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択抜による複 層林施業を推進すべき森林として 定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂 流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2)生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha 以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者の78%と大半を占める。また、管内の一般民有林のうち、35%は、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、山越郡森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模を拡大します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するため の方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなど推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託

組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による 複層林施業を推進すべき森 林として定めます。

施業の実施について、伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力 既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等 を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴 う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

(3)生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森 林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複 層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林 の保護を図るものとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha 未満の森林を所有する小規模森林所有者が所有者の78%と大半を占める。また、当町の一般民有林のうち、35%は、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、山越郡森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模を拡大します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と 長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進 し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるこ ととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の 所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情 への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備 として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

3~5 省 略

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 1~4 省 略

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 1~3 省 略

4 その他必要な事項 特になし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めることとします。

報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るととも に、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等に より整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとし ます。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるこ ととします。

3~5 省略

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 1~4 省 略

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 1~3 省 略

4 その他必要な事項

- (1) 土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、 地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低 コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な 施設として整備し、適切に管理することとします。
- (2) 林道通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、 林道の機能保全や災害の未然防止のため、林道の適切な維持管理に努め ることとします。また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行 を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。
- (3) 林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門 家等への相談を行うなど、希少鳥類(オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等)に配慮することとします。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、<u>北海道</u> 北の森づくり専門学院(北森カレッジ)等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技 能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促 進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事 者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の 林業担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する 経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を 行い、労働安全管理に務める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑 化を推進することとします。

(1) 及び(2)

省 略

2~4 省 略

Ⅲ 森林の保護に関する事項

省略

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

省略

V その他森林の整備のために必要な事項

省略

向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援 体制の整備に努めることとします。

<u>これらと合わせ、林業経営体の</u>経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に務める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(1) 及び(2)

省 略

2~4 省 略

Ⅲ 森林の保護に関する事項

省略

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

省略

V その他森林の整備のために必要な事項

省 略